

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	11	府省庁名 内閣府												
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 住民税(利子割) <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他 ()													
要望項目名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置													
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等が機械装置等を新・増設した場合、所得税額及び法人税額の特別控除を行う。 <p>(参考)</p> <p><特例措置の内容></p> <table> <tbody> <tr> <td>税額控除</td> <td>建物・付属設備</td> <td>取得価格の8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械・装置、器具・備品</td> <td>取得価格の15%</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>建物・付属設備</td> <td>取得価格の20%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械・装置、器具・備品</td> <td>取得価格の34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*業種の見直しを行ったうえで要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例措置の内容 <p>上記施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>		税額控除	建物・付属設備	取得価格の8%		機械・装置、器具・備品	取得価格の15%	特別償却	建物・付属設備	取得価格の20%		機械・装置、器具・備品	取得価格の34%
税額控除	建物・付属設備	取得価格の8%												
	機械・装置、器具・備品	取得価格の15%												
特別償却	建物・付属設備	取得価格の20%												
	機械・装置、器具・備品	取得価格の34%												
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第292条第1項第3号													
減収見込額	(初年度) ▲3 (▲3) (平年度) ▲3 (▲3) (単位：百万円)													
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は、その規模等から市場において必要な経営資源へのアクセスが制限される、いわゆる「市場の失敗」にとらわれる可能性が高い。やる気と能力のある中小企業には、適切な経営資源をマーケットを通じて確保できれば、大企業とも対等に競争し、我が国経済に高付加価値をもたらすものも多い。このため、政策措置により「市場の失敗」を補正し、やる気と能力のある中小企業の経営革新を強力に支援することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本経済が上向き状態にある中、沖縄における中小企業は、本土との遠隔性、島嶼性、技術・資本の蓄積不足などの構造的な不利性を抱え、未だ厳しい状況が続いている。沖縄の自立型経済の構築に向けては、経済活動の太宗を占める中小企業の活力ある成長、新事業・雇用の創出が不可欠であり、やる気と能力のある中小企業が創意工夫をしながら行う「経営革新」を支援することが重要である。</p>													
本要望に対応する縮減案	-													

	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
合理性	政策の達成目標	活力・競争力の源泉・基盤の強化による我が国経済の持続的な成長の実現 沖縄の中小企業の発展支援 ・経営革新支援件数：年平均 16 件
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間
	同上の期間中の達成目標	活力・競争力の源泉・基盤の強化による我が国経済の持続的な成長の実現 沖縄の中小企業の発展支援 ・経営革新計画支援件数：年平均 16 件
	政策目標の達成状況	平成 19 年～平成 22 年度 支援件数 34 件 * うち、各企業の定める目標の達成件数 6 件
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 24 年度以降、年平均 16 件程度の経営革新計画の申請が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	制度延長に伴い、新事業への取り組みに付随する新たな設備投資が促進され、沖縄の中小企業の発展が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	沖縄振興開発金融公庫の融資
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。
	要望の措置の妥当性	他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	平成14年度～平成22年度 96件の経営革新の支援を実施うち、24件税制措置を適用。 計画承認後1年以上経過した企業の32社が目標を達成。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	平成14年～平成22年においては24件税制措置を利用し、2,184百万円の設備投資を実施。 当該支援措置があることにより、経営革新に挑戦し、実際に設備投資を実現する企業が存在することから、当該措置の存在は重要。
前回要望時の達成目標	経営革新支援件数：年平均16件
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成19年度以降、支援件数は年平均8件と目標を下回っているが、これは、リーマンショック等により経営革新への挑戦を控えたものと分析。
これまでの要望経緯	平成14年度 創設 平成17年度中小企業三法統合に伴う事業活動促進法制定における新設 平成19年度 延長